

NEWS RELEASE



島根銀行

(総合企画グループ)

〒690-0003 松江市朝日町 484 番地 19

平成 30 年 7 月 20 日

TEL (0852)24-1234 代表

電子決済等代行業者に求める事項の基準の公表について

株式会社島根銀行(頭取 鈴木良夫)は、銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)の規定に基づき、平成30年2月に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を踏まえ、「電子決済等代行業者に求める事項の基準」(別紙参照)を策定しましたので、公表致します。

当行は、今後ともお客さまの利便性向上に向け、オープン・イノベーションの推進に向けた取組を行ってまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 業務管理グループ
担当:藤原 TEL(0852)24-1237

電子決済等代行業者に求める事項の基準

株式会社島根銀行（以下、「当行」という）は、当行と電子決済等代行業者との連携に際し、当行のお客さまが安全を確保しつつ、利便性の高いサービスをご利用頂けるように、電子決済等代行業者に求める事項の基準（以下、「本基準」という）を制定します。

当行は、電子決済等代行業者へ本基準の充足を求め、充足しないと判断した場合には、連携にあたっての接続契約を拒絶できるものとします。また、接続契約後、本基準を充足しなくなったと判断した場合、接続の制限・停止、契約解除ができるものとします。

1. 事業内容

- (1) 電子決済等代行業者の登録を受けており、登録取消のおそれがあると判断すべき事由がない者であること
- (2) 当行と接続契約を締結し、同契約内容を適切に履行する上での懸念がないこと

2. 利用者保護に関する取扱い及びセキュリティ体制

- (1) 当行との接続契約において取得した利用者情報について、定められた範囲内において適切に使用すること
- (2) 利用者の被害拡大を未然防止する体制を整備していること
- (3) 利用者への情報提供・注意喚起する体制、および相談・苦情を含む各種問合せに対応できる体制を整備していること
- (3) 利用者への補償対応の体制が整備されていること
- (4) サイバー攻撃への対応を含む、情報セキュリティ体制について、技術的対策等を含め適切に整備されていること

3. 法令遵守・ガバナンス・外部委託管理体制

- (1) 電子決済等代行業者、その役員、主要株主、または従業員等が、反社会的勢力に該当、または反社会的勢力と関係を有するとの懸念がなく、反社会的勢力排除の取り組みを含む法令遵守体制や、ガバナンス体制を適切に整備していること
- (2) 外部委託先の管理が適切になされていること

4. 当行のお客さま、地域経済及び当行へ有益なサービスの提供がなされること

- (1) 当行の経営理念を十分理解し、お客さま、地域経済、当行へ魅力あるサービスの提供が可能と判断できること

以上